

令和8年度原子力防災緊急時避難円滑化事業に係る効果検証業務 公募型プロポーザル募集要項

この要項は、「令和8年度原子力防災緊急時避難円滑化事業に係る効果検証業務」を委託するにあたり、企画提案を広く募集し、総合的な審査により受託者を選定するために必要な事項を定めるものである。

1. 委託業務の概要

(1) 業務名

令和8年度原子力防災緊急時避難円滑化事業に係る効果検証業務

(2) 業務内容

別添「令和8年度原子力防災緊急時避難円滑化事業に係る効果検証業務仕様書（案）」（以下「仕様書（案）」という。）のとおり。

(3) 履行期間

契約日から令和9年3月31日まで

(4) 委託料上限額

15,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）

※上記上限額を超える提案については、選定しない。

2. 企画提案の募集から契約までの手順

一定の資格要件（「5. 公募型プロポーザルの参加申込資格」参照）を満たす事業者から、公募により委託業務に関する企画提案を受け、県が内容審査を行った上で、総合的に最も優れた内容であると認めたと者として随意契約を締結する。

3. 参考図書

本業務の企画提案は「原子力災害を想定した避難時間推計 基本的な考え方と手順ガイド」（平成28年4月11日 内閣府（原子力防災担当）」に沿った内容とすること。

4. 担当部局及び連絡先

愛媛県県民環境部防災局原子力安全対策課

原子力防災グループ（愛媛県庁第一別館3階）

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話番号 089-912-2341（直通）

FAX 089-931-0888

電子メール genshiryokuanzen@pref.ehime.lg.jp

5. 公募型プロポーザルの参加申込資格

本業務に係る公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）参加者は、次の資格

要件を満たすものとする。

- (1) 愛媛県知事の審査を受け、令和8～10年度における製造の請負等に係る競争入札参加資格名簿に登載されている者、又は企画提案書類提出期限までに登録が予定されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札参加者の資格）の規定に該当しない者であること。
- (3) 企画提案書類提出期限において、知事が行う入札参加資格停止の期間中でない者であること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続き開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続き開始の申立てがなされていないこと（民事再生法の規定による再生計画認可又は会社更生法の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。）。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産開始手続き開始の申立てをしている者又は会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てをしている者でないこと。
- (6) 企画提案書類の提出期限の日前6ヶ月間において、振り出した手形又は小切手が不渡りとなり、銀行当座取引を停止されていないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (8) 過去3年間（令和5～7年度）に、国又は地方公共団体から本業務と同種又は類似の業務の元請けとして1件以上の履行実績を有し、本業務を円滑に履行できる実施体制があること。なお、同種又は類似の業務とは、「原子力災害を想定した避難時間推計 基本的な考え方と手順 ガイダンス」（平成28年4月11日 内閣府（原子力防災担当）に沿った業務（避難時間推計等）をいう。

6. 企画提案に係るスケジュール（予定）

- (1) **参加申込書の提出期間**
令和8年7月6日（月）～7月21日（火）
- (2) **質問書の提出期間**
令和8年7月6日（月）～7月13日（月）
- (3) **質問に対する回答**
令和8年7月17日（金）までに回答
- (4) **参加資格の確認結果通知**
令和8年7月24日（金）までに通知
- (5) **企画提案に係る関係書類の提出期間**
令和8年7月24日（金）～8月10日（月）
- (6) **審査会（プレゼンテーション等）の実施**
令和8年8月下旬

7. 企画提案への参加及び辞退

(1) 提出物及び提出部数

企画提案への参加を希望する者は、次の書類を提出すること。なお、提出期間内に参加申込書等を提出していない者は、企画提案に参加することはできない。

- ア 参加申込書（様式 1） 1 部
- イ 同種業務等の実績表（様式 2） 1 部
- ウ 令和 8～10 年度競争入札参加資格審査結果通知書（写） 1 部（※）

※公告日以降に競争入札参加資格を取得する場合に提出すること。

(2) 提出期間

令和 8 年 7 月 6 日（月） 8 時 30 分から 7 月 21 日（火） 17 時 15 分まで

(3) 提出場所

「4. 担当部局及び連絡先」に同じ。

(4) 提出方法

持参（土日祝日を除く 8 時 30 分から 17 時 15 分まで。以下同じ。）、郵送（簡易書留等の配達記録が残る方法により、提出期間の最終日の 17 時 15 分までに到着したのものに限る。以下同じ。）又は電子メールにより提出すること。

なお、押印を省略して提出する場合に限り、電子メールで提出することができる。電子メールで提出する場合は、各提出様式を PDF 形式で下記ア～ウの 3 者あてに To 又は Cc で送付すること※Bcc 不可。

- ア 県事務担当者
- イ 県事務担当責任者
- ウ 参加申込者の上席者（支店長や営業所長など社内において権限の委任を受けた役員等）

※電子メールでの提出を希望する場合は、県事務担当者及び県事務担当責任者のメールアドレスについて、電話等で問い合わせること。

(5) 参加資格の確認結果通知

参加資格の確認の結果は、参加申込者に対して、令和 8 年 7 月 24 日（金）までに通知する。

(6) 辞退

参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、令和 8 年 8 月 10 日（月） 17 時 15 分までに、辞退届（様式 3）を提出すること。

8. 質問の受付及び回答

本業務の募集要項等に質問がある場合は、電子メールにより質問票（様式 4）を word 形式で提出すること。なお、電話や口頭、受付期間外の質問は受け付けない。

(1) 提出期間

令和 8 年 7 月 6 日（月）～7 月 13 日（月） 17 時 15 分まで

(2) 提出場所

「4. 担当部局及び連絡先」に同じ。

(3) 回答

質問に対する回答は、令和8年7月17日（金）までに、愛媛県ホームページ（<http://www.pref.ehime.jp/index.html>）にて掲載する。

ただし、質問又は回答内容が質問者の具体的な提案事項と密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する場合がある。また、質問内容によっては回答しない場合がある。

9. 企画提案に係る関係書類の提出

(1) 提出物及び提出部数

- | | |
|------------------|-------------|
| ア 企画提案提出書（様式5） | 1部 |
| イ 法人・団体の概要書（様式6） | 8部（正1部、副7部） |
| ウ 企画提案書（様式任意） | 8部（正1部、副7部） |

(2) 企画提案書（様式任意）の作成方法

ア 書式等

(ア) 提出物及び提出部数のウに定める企画提案書の様式は任意とするが、表紙及び目次を除く本文を20ページ程度とし、フォントの大きさは10.5ポイント以上とすること。なお、記述はできる限り平易な表現を用いることとし、図表等を用いることも可とする。

(イ) 用紙の規格は、A4判、片面印刷とし、印刷の向きは縦横どちらでも可とする。なお、A3判折込も許容するが、2ページとして扱う。

イ 構成

企画提案書の作成に当たっては、次の項目に留意して作成すること。

(ア) 業務の実施体制

統括責任者及び担当者の配置、経歴等、委託業務の実施体制について記載すること。

(イ) 業務実績

過去3年間（令和5～7年度）に実施した同種又は類似業務の主要な実績を記載すること。

(ウ) 業務実施方針

仕様書（案）の内容を踏まえ、業務実施に当たっての基本的な方針について、以下a～fを記載すること。

a 業務実施フロー

業務目的の実現に向け、県との連絡・調整や業務分担を的確に行うことができるよう、業務の進め方等を記載すること。

b 業務スケジュール

限られた期間での作業となることから、業務実施のスケジュールを記載すること。

c 業務内容別の説明

仕様書（案）の業務内容について、資料の収集、調査、避難に係る時間のシミュ

レーション等の具体的な想定や手法を記載すること。

d 独自提案

業務目的の実現のため、提案者が持つ技術・ノウハウ等を生かした独自の提案があれば、具体的に記載すること。

e 事業結果の取りまとめ

独自提案を含む業務の実施結果について、原子力防災緊急時避難円滑化事業の効果をわかりやすく示す工夫やアウトプットイメージを記載すること。

f 見積書

見積書の様式等は指定しないが、単価及び数量など、内訳を記載すること。なお、見積金額は消費税及び地方消費税を含む金額とする。

(3) 留意事項

- ア 企画提案に係る関係書類の提出後の再提出及び差し替えは、原則として認めない。ただし、県から、書類の不足・不備の補完、内容不明点の確認のほか、必要に応じ、追加資料の提出を指示することがある。
- イ 提出された関係書類は、理由の如何を問わず返却しない。
- ウ 企画提案に係る関係書類の提出は、参加者1者につき1案のみとし、複数の提案をすることはできない。

(4) 提出期限

令和8年8月10日（月）17時15分

(5) 提出場所

「4. 担当部局及び連絡先」に同じ。

(6) 提出方法

持参又は郵送すること。※電子メール不可

10. 最優秀提案者の選定

(1) 選定の手続等

- ア 最優秀提案者を選定するため、令和8年度原子力防災緊急時避難円滑化事業に係る効果検証業務委託事業者選定審査会（以下「審査会」という。）を設置する。
- イ 審査会における審査は、プレゼンテーション及びヒアリングとする。
- ウ プレゼンテーション及びヒアリングについては、次のとおり実施する。
 - (ア) **実施日時**
令和8年8月下旬
(実施日、各提案者の時間、実施場所等については、別途通知する。)
 - (イ) **説明時間**
プレゼンテーションは15分以内とし、ヒアリングは10分程度とする。
 - (ウ) **説明者**
本業務に従事予定の統括責任者1名及びその他の者2名以内とする。
- エ 審査会は非公開とする。また、提案者は他の提案者のプレゼンテーション及びヒア

リングを傍聴することはできない。

- オ 審査会でのプレゼンテーションは、「9. 企画提案に係る関係書類の提出」の企画提案書の内容について行うこと。また、モニター等への映写を希望する場合は、企画提案提出書を提出する際に申し出ること。（当日使用するデータは、CD又はメールにて事前に「4. 担当部局及び連絡先」まで提出すること。）

（2）企画提案に係る関係書類の評価方法及び配点

- ア 別添「令和8年度原子力防災緊急時避難円滑化事業に係る効果検証業務委託事業者選定評価基準」（以下「評価基準」という。）に基づき、審査会において評価を行う。
- イ 提案内容について、評価基準に照らし妥当でない項目がある場合には、審査会での審査の上、選定しない場合がある。

（3）審査結果の通知

- ア 審査結果については、参加した全ての者に書面で通知する。ただし、順位や採点結果については、公表しない。
- イ 審査結果に対する異議申立ては受け付けない。

11. 契約方法

（1）契約の締結

- ア 契約に当たっては、選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、最優秀提案者と提案内容に沿って協議及び調整を行った上で、県と提案者の双方が合意に至った場合に契約を締結する。その際、協議等の結果に基づき、提案内容の一部を変更する場合がある。
- イ 候補者との間での協議が合意に至らなかった場合や最優秀提案者が正当な理由なく契約を締結しない場合は、次の順位の高い参加者を候補者として協議を行った上で、契約を締結する。
- ウ 仕様書（案）は、当該業務の最低水準を示したものである。したがって、最優秀提案者の企画提案内容によっては、締結する契約書に添付される仕様書には、県と提案者との協議等の結果に基づき、委託業務の内容が追加又は修正される場合がある。

（2）契約保証金

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第45号）第152条の規定により、契約金額の10分の1以上を納付すること。ただし、同規則第154条各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

12. 契約書の作成

- （1）契約書は書面によるほか、えひめ電子契約システムを活用した契約締結（以下「電子契約」という。）が可能である。
- （2）契約の相手方に決定した際に電子契約を希望する場合は、「7. 企画提案への参加及び辞退」の（2）の期限までに、電子メール（genshiryokuanzen@pref.ehime.lg.jp）

にて「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を提出すること。

- (3) 契約の相手方が決定したときは、決定した日から5日以内（土日、祝日は含まない。）に契約書を取り交わすものとする。
- (4) 契約書及び契約書等に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (5) 契約者が契約の相手方と契約書に記名して押印（電子契約の場合は、電子署名）しなければ、本契約は確定しないものとする。

13. その他留意事項

- (1) 企画提案書等に使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、時刻は日本標準時とする。
- (2) この企画提案書の作成及び提出並びにプレゼンテーションへの出席に要する経費は、すべて参加者の負担とする。
- (3) 提出された書類は、選定作業のための必要最小限の範囲で複写することがある。
- (4) 参加表明書の提出以降、企画提案に係る関係書類を選定するまでの間に「5. 企画提案の参加申込資格」に定める資格を満たさなくなった場合は、その企画提案に係る関係書類は選定しない。